

人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度 栽培基準表

最終改正 令和7年7月31日

対象品目の分類・区分				登録・認定適用上限		一般栽培レベル		備考	
				1作当たり上限 (一般栽培レベルの7割)		1作当たり投入量			
品目 番号	対象農作物	区分 番号	作型区分	化学窒素量 投入量 (kg/10a) (ホ)	化学合成 農薬使用 成分回数 (回) (ヘ)	化学窒素 投入総量 (kg/10a)	化学合成 農薬使用 成分回数 (回)		
(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)						
野菜類	01	いちご	01	ポット促成	12.6	29	18.0	41	
			02	種子繁殖型 (よつぼし等・促成栽培)	15.4	34	22.0	48	
	02	トマト	00	一般	19.6	20	28.0	28	
			01	促成 (8-10月播種、9-11月定植、 7月収穫終了)	22.4	29	32.0	41	
			02	半促成 (10-12月播種、12-2月定植、7 月収穫終了)	19.6	23	28.0	32	
			03	抑制 (6-7月播種、7-8月定植、1月収 穫終了)	16.8	19	24.0	27	
			04	長期抑制	26.6	33	38.0	47	
			05	低段密植Ⅰ型 (3-5月播種、3-5段収穫、養液 栽培、4000本/10a以上)	—	15	—	21	※
			06	低段密植Ⅱ型 (6-8月播種、3-5段収穫、養液 栽培、4000本/10a以上)	—	16	—	22	※
			07	低段密植Ⅲ型 (9-11月播種、3-5段収穫、養液 栽培、4000本/10a以上)	—	15	—	21	※
	08	低段密植Ⅳ型 (12-2月播種、3-5段収穫、養液 栽培、4000本/10a以上)	—	14	—	20	※		
	03	キャベツ	01	秋(7-8月播種、10-11月中旬収 穫)	21.0	16	30	22	
			02	冬(8-9月播種、11月下旬-2月収 穫)	19.6	15	28	21	
			03	早春(9-11月播種、3-4月収穫)	16.8	8	24	11	
			04	晩春(12-3月播種、5-6月収穫)	15.4	9	22	12	
	04	なばな	00	一般	28.0	12	40	16	
	05	ねぎ	00	一般	21.0	17	30	24	
			01	ハウス	14.0	12	20	16	
	06	たかな	00	一般	21.0	9	30	12	
	07	たまねぎ	00	一般	17.5	12	25	16	
08	にんじん	01	冬播(夏穫)	17.5	10	25	14		
		02	夏播(冬穫)	14.0	10	20	14		
09	ばれいしょ	01	夏穫	14.0	10	20	14		
		02	秋穫	10.5	10	15	14		
10	だいこん	00	一般	15.4	12	22	16		
11	ほうれんそう	00	一般	14.0	6	20	8		
12	はくさい	01	秋冬作	25.2	21	36	30		
13	さといも	00	一般	18.2	7	26	10		
14	さつまいも	00	一般	3.5	7	5	10		
15	なす	00	一般	35.0	21	50	30		
		01	促成	42.0	23	60	32		
		02	抑制	35.0	27	50	38		

人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度 栽培基準表

最終改正 令和7年7月31日

対象品目の分類・区分				登録・認定適用上限		一般栽培レベル		備考	
				1作当たり上限 (一般栽培レベルの7割)		1作当たり投入量			
品目 番号	対象農作物	区分 番号	作型区分	化学窒素量 投入量 (kg/10a) (ホ)	化学合成 農薬使用 成分回数 (回) (ヘ)	化学窒素 投入総量 (kg/10a)	化学合成 農薬使用 成分回数 (回)		
(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)						
野菜類	16	すいか	00	一般	17.5	14	25	20	
	17	かぼちゃ	00	一般	12.6	14	18	20	
	18	きゅうり	00	一般	21.0	21	30	29	
			01	半促成	31.5	33	45	47	
			02	抑制	31.5	35	45	49	
	19	さやえんどう	00	一般	9.8	10	14	14	
	20	かぶ	00	一般	21.0	10	30	14	
	21	さやいんげん	00	一般	14.0	9	20	12	
	22	えだまめ	00	一般	7.0	9	10	12	
	23	ブロッコリー	01	秋冬穫	22.4	10	32	14	
			02	春夏穫	22.4	10	32	13	※
	24	いせいも等	00	一般	23.8	17	34	23	
	25	ピーマン	00	一般	21.0	19	30	26	
			01	半促成(播種11-12月、定植2-3月、収穫4-9月)	23.8	12	34	16	
	26	レタス	00	一般	14.0	14	20	20	
	27	モロヘイヤ	00	一般	19.6	6	28	8	
	28	こまつな	01	周年 施設・露地	9.8	6	14	8	
	29	メロン	00	一般	16.1	24	23	34	
			01	施設	16.1	18	23	25	
	30	スイートコーン	00	一般	21.0	7	30	10	
	31	非結球アブラナ科	00	一般	14.0	6	20	8	※, 注1)
			01	ミズナ	19.6	7	28	10	
			02	チンゲンサイ	10.5	10	15	14	
32	オクラ	01	露地 普通	17.5	7	25	10		
33	非結球レタス	00	一般	10.5	8	15	11	※, 注2)	
		01	秋冬作	19.6	9	28	12	注2)	
34	ミニトマト	00	一般	19.6	21	28	29		
		01	促成長期	33.6	28	48	40		
35	みつば	01	水耕	—	7	—	10	※	
36	にんにく	00	一般	14.0	14	20	20		
37	まこもたけ	00	一般	15.4	3	22	3		
38	にら	00	一般	25.9	10	37	14		
39	とうがらし類	01	ししとう、甘長とうがらし、とうがらし	35.0	17	50	24		
40	ごぼう	00	一般	14.0	9	20	12		
41	アスパラガス	00	立茎栽培	29.4	14	42	20		
42	にがうり	00	一般	21.7	15	31	21		
44	ウコン	00	一般	11.2	1	16	1	※	

人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度 栽培基準表

最終改正 令和7年7月31日

対象品目の分類・区分				登録・認定適用上限		一般栽培レベル		備考	
				1作当たり上限 (一般栽培レベルの7割)		1作当たり投入量			
品目 番号	対象農作物	区分 番号	作型区分	化学窒素量 投入量 (kg/10a) (ホ)	化学合成 農薬使用 成分回数 (回) (ヘ)	化学窒素 投入総量 (kg/10a)	化学合成 農薬使用 成分回数 (回)		
(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)						
野菜類	45	はつかだいこん	00	一般	9.8	5	14	6	※
	46	なたね	00	一般	8.4	3	12	3	
	47	ズッキーニ	00	一般	28.0	8	40	11	※
	48	セリ科葉菜類	00	一般	14.0	7	20	9	※、注3)
	49	しそ科葉菜類	00	一般	14.0	8	20	11	※、注4)
	50	葉菜類幼植物	00	一般	7.0	2	10	2	※、注5)
	301	しょうが	00	一般	21.0	14	30	20	
	302	カリフラワー	00	一般	22.4	10	32	14	
	303	たらなき	00	一般	5.6	4	8	5	※、注6)
果樹類	51	温州みかん	01	全域(東紀州地域を除く)	15.4	20	22	28	
			02	東紀州地域	15.4	23	22	32	
	52	中晩柑類	00	一般	29.4	19	42	27	
	53	なし	00	一般	21.0	38	30	53	
	54	ぶどう	01	大粒種ブドウ	11.9	33	17	47	
			02	小粒種ブドウ	12.6	26	18	37	
	55	かき	00	一般	17.5	17	25	23	
	56	うめ	00	一般	14.0	11	20	15	
	57	キウイフルーツ	00	一般	14.0	11	20	15	
	58	いちじく	00	一般	14.0	20	20	28	
	59	びわ	00	一般	21.0	7	30	9	
	60	いちよう(種子)	00	一般	9.8	5	14	6	
	61	ブルーベリー	00	一般	6.3	6	9	8	
	62	青パパイヤ	00	一般	19.6	9	28	12	※
63	オリーブ	00	一般	11.2	10	16	14		
穀類 (雑穀含)	71	水稲	01	コシヒカリ	5.2	14	7.4	20	
			02	その他品種	7.7	14	11	20	
	75	小麦	01	あやひかり・さとのそら	9.8	7	14	10	
			02	ニシノカオリ・タマイズミR	11.9	7	17	10	
			03	もち姫	11.2	6	16	8	※
	76	大麦	00	一般	12.4	7	17.6	10	
	91	ごま	00	一般	8.4	3	12	3	
	92	大豆	00	一般	4.9	9	7	12	
	93	そば	00	一般	3.5	2	5	2	
94	ハトムギ	00	一般	16.7	9	23.8	12		
95	えごま	00	一般	3.5	0	5	0	※	

人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度 栽培基準表

最終改正 令和7年7月31日

対象品目の分類・区分				登録・認定適用上限		一般栽培レベル		備考
				1作当たり上限 (一般栽培レベルの7割)		1作当たり投入量		
品目 番号	対象農作物	区分 番号	作型区分	化学窒素量 投入量 (kg/10a) (ホ)	化学合成 農薬使用 成分回数 (回) (ヘ)	化学窒素 投入総量 (kg/10a)	化学合成 農薬使用 成分回数 (回)	
(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)					
茶	81 茶 (茶については、1年間の投入量を表していません。)	01	普通煎茶	38.5	14	55	20	
		02	かぶせ茶 (摘採前に7日間前後、寒冷紗等によって覆ったもの)	45.5	14	65	20	
				少数以下 第2位切上	少数以下 第1位切上			

- ◎ベッド栽培については、化学合成農薬の投入量のみが対象となります。
- ◎投入資材の上限については、「化学窒素・化学合成農薬の考え方」を参照してください。
- ◎化学窒素量の投入上限は、化学窒素のみ対象です。有機態窒素は含みません。
- ◎「00一般」とは他に指定された作型区分以外のすべての作型を含みます。
- ◎伊賀地域とは、伊賀市、名張市をいいます。
- ◎東紀州地域とは、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町をいいます。

○備考欄について

- ※ 人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度独自の基準です。
(「特別栽培農作物に係る表示ガイドライン(農林水産省制定)」に基づく三重県の慣行レベルではありません。)

- 注1) 「農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について(平成31年3月29日付け30消安第6281号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)表1 適用農作物のうち食用又は飼料用に利用される農作物」(以下、「農薬の適用農作物等の名称」とする。)において、「非結球あぶらな科葉菜類」に含まれる作物で、茎葉(花茎がのびだす前のもの)を収穫するものであり、栽培基準として他に定めのないものを対象とします。
- 注2) 農薬の適用農作物等の名称において、「非結球レタス」に含まれる作物を対象とします。
- 注3) 農薬の適用農作物等の名称において、「せり科葉菜類」に含まれる作物で茎葉を収穫するものであり、栽培基準として他に定めのないものを対象とします。
- 注4) 農薬の適用農作物等の名称において、「しそ科葉菜類」に含まれる作物で、茎葉を収穫するものを対象とします。
- 注5) 発芽後30日程度以内で若い茎葉を収穫するものを対象とします。
- 注6) 新芽を収穫するものを対象とします。